

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

－ 小規模宅地の特例 要介護の認定時期について －

平成 25 年度税制改正において、被相続人が老人ホームへ入所した場合の小規模宅地等の特例について認定要件が緩和されました(改正の内容についてはタックスレビュー Vol.30 及び Vol.32 参照)。改正後の被相続人が老人ホームへ入所した場合の小規模宅地等の特例要件のひとつに要介護認定がありますが、要介護認定の判定は相続開始直前において判定するとされていますが、今回のタックスレビューでは、その詳細について解説したいと思います。

1. 小規模宅地等の特例 老人ホーム入所の場合における居住用宅地等の要件

平成 25 年度税制改正において適用要件が緩和された、被相続人が老人ホームへ入所した場合の小規模宅地等の特例について、改正前後の要件は以下のとおりです。

(1) 老人ホームへ入所した場合に小規模宅地等の特例が適用されるための認定要件

【改正前の認定要件】(国税庁質疑応答事例より引用)

①	被相続人の身体又は精神上の理由により介護を受ける必要があるため、老人ホームへ入所することとなったものと認められること。
②	被相続人がいつでも生活できるようその建物の維持管理が行われていたこと。
③	入所後あらたにその建物を他の者の居住の用その他の用に供していた事実がないこと。
④	その老人ホームは、被相続人が入所するために被相続人又はその親族によって所有権が取得され、あるいは終身利用権が取得されたものでないこと。

【改正後の認定要件】

①	被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
②	当該家屋(老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋)が貸付け等の用途に供されていないこと。

今回の改正により、改正前の②と④の要件が廃止されることになりました。特に、④の終身利用権を取得して老人ホームに入所しても小規模宅地等の特例が適用することができるという点が大きな改正となりました。

(2)改正後の認定要件「要介護認定」について

今回の税制改正後の認定要件(上記表【改正後の認定要件】の①)に「被相続人が介護が必要なために入所したものであること」という「要介護認定」があります。

税法上、「要介護認定」を受けていたか否かは、「相続開始の直前」において判定することとされています(措法 69 の 4①、措令 40 の 2 ②一、措通 69 の 4-7 の 2)。従って、老人ホームに入所する時点で「要介護認定」を受けていなくても、被相続人の相続開始の直前で「要介護認定」を受けていれば小規模宅地等の特例の適用ができます。

それでは、被相続人の死亡時には要介護認定を受けておらず、死亡後に要介護認定を受けた場合は特例の適用についてどのような取り扱いになるのでしょうか。

(3)介護保険制度における要介護認定

介護保険の給付を受けるためには、介護保険被保険者が市区町村に要介護認定の申請を行い、認定を受ける必要があります。認定を受ける過程では、調査員による訪問調査等が必要になるため、認定が下りるまで申請から 1 ヶ月程度かかることもあります。そのため認定が下りるまでの間に介護保険被保険者が死亡するケースもあり、認定調査が行われていて主治医意見書などが揃っている状況であれば、死亡後であっても要介護認定が下りることがあります。

この場合、要介護認定の効力は申請日に遡って有効になり、申請してから死亡するまでに利用した介護サービスについて保険の給付を受けられるようになります。

(4)相続税法上の「要介護認定」の認定時期

被相続人が死亡後に要介護認定を受けた場合、相続開始の直前に認定を受けていたとは言えず、特例の適用対象にはならないとも考えられます。

しかし、上記(3)の通り、介護保険制度上、介護保険被保険者が死亡後であっても要介護認定が下りるという状況があることから、要介護認定の申請の後に生じた相続の開始直前において、被相続人は既に要介護、又は要支援状態にあったと考えられるため、税法上、相続開始の直前において要介護認定を受けていたものとして、特例の適用が認められるという判断になると考えられます。

今後さらにこの点についての通達等の動向に留意していきたいと思います。

ネクストウィル・タックスレビュー Vol.44

発行日:平成 26 年 6 月 10 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 税務研究会「税務通信」3313号

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニアコンサルタント 清水 一宏

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザリー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務